

阪南市地域交流館指定管理者公募についての質問事項（回答）

No.	質問事項	回 答
1	<u>募集要項P.7及び決算状況</u> 年間の指定管理料の上限額（9,379,250円）について、決算状況（3か年の平均額）の記載（10,625,000円）に比べ1,245,750円減額されている。その額の積算根拠についてお示し頂けないか。	減額は、開館日数を週6日から週5日にしたことによるものです。
2	<u>募集要項P.7、P.10((7)-(2))</u> 市が支払う指定管理料の金額は年度ごとに締結する協定書で定めることと記載されているが、市の財政状況により一方的な大幅な値下げも考えられるのか。	基本的には年度ごとの指定管理委託料の減額は見込んでいませんが、開館時間の縮減や開館日数の減数などの事由に応じ、指定管理委託料の減額を行うことがあります。
3	<u>募集要項P.7(7-(1))</u> 管理運営に係る全ての経費を含むということで光熱水費が記載されているが、内容は如何。また、過去の実績をお示し頂けないか。	施設に係る光熱水費は原則、市が負担しますが、地域交流館体育施設における冬季の石油ストーブ使用に係る燃料費については、指定管理者の負担となります。 なお、当該燃料費は、これまで指定管理者の負担となっていますので、市では把握していません。
4	<u>業務仕様書P.3((7)-(3))</u> 指定管理受託時点で防火管理者の資格者が不在の場合において、受託後に資格を取得することで差し支えないか。	防火管理者の選任ができるよう、原則、指定管理期間が開始する令和4年4月1日までに有資格者を確保するようにしてください。
5	<u>業務仕様書P.3((7)-(3))</u> 統括防火管理者として対応することとなっているが、指定管理外の市管理部分を含めて統括防火管理者として対応する根拠はいかがか。	業務の効率化の観点から、地域交流館の指定管理者が「おぎき出会い館」（地域交流館・尾崎公民館・市役所分館）全体の消防設備等定期点検を行うこととしています。 また、駐車場を含めた敷地管理も担うこととしていることから、有事の際、人の導線等の確認も併せて行う必要があり、このことを踏まえ「おぎき出会い館」全体の避難訓練等の実施を行う統括防火管理者の役割についても担っていただくこととしています。
6	<u>業務仕様書P.3((7)-(4))</u> ウェブサイトを作成することと記載されているが、指定管理者の法人のサイト内に地域交流館に関するサイトがあれば足るとの理解でよいのか。	ウェブサイトのあり方やその内容は、応募者の提案事項であり、市民が地域交流館をより利用したいと考えるような提案を期待しています。
7	<u>業務仕様書P.3((7)-(4))</u> 交流館の各貸室等の空き状況がわかる利用案内の掲載が必要とのことであるが、どのような形式でどの程度での更新などを想定しているのか。	NO.6と同様です。
8	<u>業務仕様書P.4(5)</u> 現状は日曜日の夜間（17時15分から22時00分）については休館であるが、引き続き当該時間については休館となるのか。	お見込みのとおりです。 日曜日の夜間の休館に係る情報について、改めて市ウェブサイトにて発信します。
9	<u>その他</u> 危険を及ぼしかねない建物の老朽化が見られるが、今後の市の方針はいかがか。	行財政構造改革プラン（改訂版）において、地域交流館は継続して使用する施設として位置づけしていますので、必要に応じ指定管理者との役割分担を踏まえ、改修していきます。
10	<u>その他</u> 様式集の事業計画書(様式7-13)について「登録団体」との記載があるが、何をさしているのか。	登録団体とは、地域交流館内に設置している市民活動センターに登録を行っている活動団体の事です。